

I. 本校の概要



学区再編にともない、用海小・今津小・南甲子園小の一部を校区として、昭和 58 年 4 月開校。

【主な沿革】

昭和 58 年 4 月 11 日 第1回入学式挙行

平成 20 年 4 月 10 日 特別支援学級「かもめ」開設

平成 21 年 4 月 7 日 特別支援学級「しおかぜ」開設

平成 25 年 6 月 8 日 30 周年記念式典挙行

校章

真砂中学校は、海岸に

とぶかもめの美しさや、

海の香ただよう、美しい

環境に恵まれています。

この明るく、さわやかな

真砂を表現しています。

のびのびと大空へはばたいほしいという願いをもってデザインしました。3枚の羽は、校訓である‘きびしさ’‘やさしさ’‘こころざし’を表現しています。

(デザインは渡辺昭三初代校長)



学校教育目標

「主体的に学び行動する力と思いやりの心をはぐくむ」

<あいさつ・笑顔・感謝>

学校経営の重点

1. 主体的に学び行動する生徒の育成
2. 心なごむ環境づくり
3. 教職員の意識変革と資質の向上
4. 保護者・地域住民等との連携・協働

教育課程上の工夫

1. 年間 35 週を前期・中期・後期の 3 期に分け、それぞれに時間割を組んで、1 週間に実施する教科の時数を変えることにより、学習指導要領の時数に対応しています。

2. 少人数学習は数学と英語において実施します。生徒の基礎基本の力の育成と興味関心の育成に取り組みます。
3. 総合的な学習を1年間の中で行事との関わりをはかりながら、取り組む時期を集中して行っています。

在籍生徒数

令和3年 5月 1日現在

1 年	2 年	3 年	合計
193	185	168	546

校時表

登校完了	8:20
朝学活	8:25～ 8:35 (10)
PST	8:35～ 8:45 (10)
1 校時	8:50～ 9:40 (50)
2 校時	9:50～10:40 (50)
3 校時	10:50～11:40 (50)
4 校時	11:50～12:40 (50)
給食準備	12:40～13:00 (20)
給 食	13:00～13:20 (20)
予 鈴	13:30
5 校時	13:35～14:25 (50)
6 校時	14:35～15:25 (50)
清 掃	15:25～15:40 (15)
終学活	15:40～15:50 (10)

PSTは Positive Study Time の頭文字で、10分間学習をおこないます。



朝のあいさつ運動

トライやる・ウィークの取り組み

【実施日】

(令和4年度 未定)

【こんなことをしたよ！】

- A、子どもとふれあう（幼稚園など）
- B、生命を支える（病院など）
- C、福祉を支える（福祉施設など）
- D、人とふれあう（スーパーなど）
- E、スポーツに関わる（球場など）
- F、食品に関わる（酒造会社など）
- G、生活を支える（郵便局など）



2年生 トライやる・ウィーク

総合的な学習の時間

各学年「勤労・社会」をテーマに設けて学習を行います。また、行事と連携を図りながら学習が具体的になるように工夫をしています。



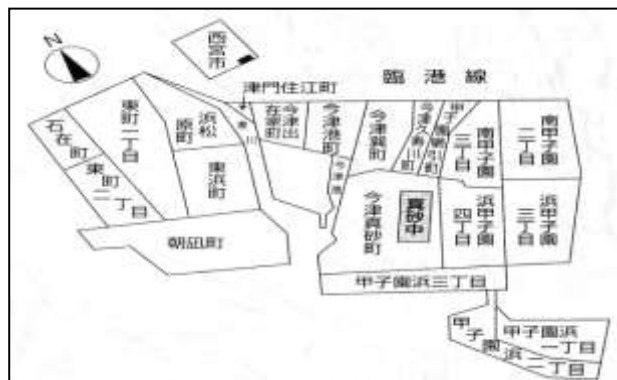
中学生の主張大会 校内予選会

主な年間行事

(令和4年度 一部変更あり)

月	行 事
4	始業式(着任式)、入学式 かもめ・しおかぜ学級開き、対面式、離任式 教育相談、身体測定、授業参観
5	PTA 総会、避難訓練、家庭訪問、生徒総会 トライやる・ウィーク(2年)、修学旅行(3年)
6	部活動懇談会、教育連携協議会、教育実習、 進路説明会、小中連絡会、期末テスト 創立記念日(24日)、部活動激励会
7	民生委員・児童委員との連絡会 期末懇談会、終業式
8	学年登校日、校内研究会、中学生の主張大 会、英語暗唱スピーキング大会
9	始業式、課題テスト、教育相談、体育大会
10	オープン・スクール、中間テスト 保護司との連絡会、進路説明会
11	文化活動発表会、中学校連合体育大会 期末テスト
12	生徒会役員選挙、期末懇談会 教育連携協議会、終業式
1	始業式、震災を振り返り地震津波災害を考え る会、新入生保護者説明会、新入生学校見 学会、職業人に学ぶ会(1年)、百人一首大 会、教育相談
2	授業参観、学年末テスト
3	3年生を送る会、球技大会、卒業証書授与 式、教育連携協議会、修了式

校区地图



Ⅱ. 中学校の生活と心得

1. 学習について

何のために勉強するのか？例えば、「豊かな人生を送るため」、「少々の困難にも負けない判断力を養うため」、「希望する進路をめざすため」などをきちんと理解して、仲間とともに楽しくがんばって学習していきたいものです。また、学習内容をよく理解するためには、教科ごとにコツがあります。最初の授業のときに、各教科担任の先生からガイダンス（説明）がありますから、しっかり聞いて実行しましょう。

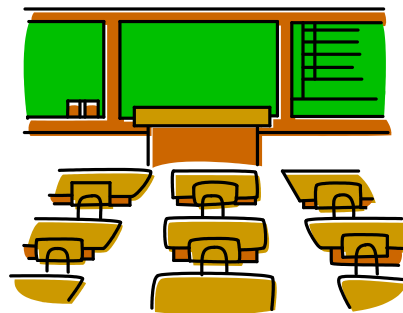
ア 学習教科等

国語	漢字は新たに中学校でも学習しますが、小学校ですでに習った漢字もたくさん出てくるので、しっかり復習しておきましょう。何度も書いて練習することが大切です。小学校では詳しく習わなかった古文(古い時代の文章)や文法(日本語の組み立てのルール)も新しく出てきます。授業に集中してしっかり学習しましょう。
社会	教科書を繰り返し、よく読みましょう。特に太字になっている重要語句を確実に覚えましょう。また漢字で表記されている語句は漢字で正しく書けるようにしましょう。そして地図を興味をもってよく見るようにしましょう。さらに世の中でおきていることを、テレビや新聞のニュースからも吸収しましょう。
数学	算数から数学へと名前が変わりますが、基本的な部分では同じです。計算問題については、繰り返し学習することが大切です。文章題を解くときは、絵や図などをかくことにより、イメージを持つことが大切です。学校の授業と毎日の家庭の学習を大切に取り組んでいきましょう。
理科	中学校では理科は生命、地球、物質、エネルギーの4つの分野に分かれます。基本的には小学校の延長ですが、実験が多くなり、進み方も速くなります。毎日の授業を一生懸命に聞いて、日常生活で身の回りの小さな自然の営みや現象に興味を持ちましょう。
音楽	豊かな響きでのびのび歌いましょう。とくに男子は変声期を迎えるため楽譜の記号が変わります。楽譜を見て歌えるようになりましょう。また多くの素晴らしい演奏の映像を鑑賞し、プロの演奏の素晴らしさを知ってもらいます。
美術	図工から美術に名前が変わります。絵を描いたり、立体作品を作ったり、様々な表現方法を学習します。表現方法を自分なりに工夫をして、いい作品を作るため一生懸命に取り組んでいきましょう。
保健体育	男女別に授業を行います。保健分野では、安全・健康について体のことや、環境・社会の仕組みなどについて学びます。体育分野では、まず能率的で安全な集団としての行動の仕方(集団行動)などを学びます。様々な運動を楽しみながら積極的に課題に取り組み、生涯にわたって運動に親しむことができる力をつけていきましょう。
技術	木材や金属を使った物づくりやコンピューターのプログラミング、栽培などを学習します。特に、1年生では1枚の板から、のこぎりやかんなを使って木製品を作ります。実際の生活と深く関わった教科なので楽しくできます。
家庭	教科書を中心に、衣・食・住の学習をします。調理実習や実験、ミシンを使った被服製作なども行います。生活の自立を目指して実践しようという姿勢が大切です。
英語	最初は小学校の授業でも習った身近にある、聞いたことのある英語の単語や文章を習います。授業では大きな声でしっかりと発音することが大切です。また習ったことを何度も繰り返して口に出して言うことも、書く練習をすることも大切です。新しい単語や文がたくさん出てきますが、正確に綴りを覚えていくために、何度も書いて練習していきましょう。

※ さらに道徳、特別活動、総合的な学習の時間、PST(朝の10分間学習)があります。

イ 学習規律

- ・ 学習準備をきちんとする
- ・ チャイムの前に着席する
- ・ 大きな声であいさつする
- ・ 話をしっかりと聞く
- ・ 積極的に取り組む
- ・ 復習をきちんとする



ウ 学習場所

普通教室、理科室、調理室、被服室、美術室、音楽室、コンピューター室、木工室、金工室
体育館、格技室、学校図書館、学習室、グラウンド

エ 学習評価

毎時間の授業態度を、教科担任の先生が5段階で評価します。その評価と理由を教科係が聞いて教室の学習評価用のホワイトボードに記入します。これは、みんなでよりよい授業を創り上げていくために創立2年目より続けられている真砂中学校の伝統です。

オ 定期テスト

1学期に期末テスト、2学期に中間テストと期末テスト、3学期に学年末テストという定期テストがあり、これ以外に、課題テストや実力テストなどがあります。

定期テスト1週間前から部活動は中止になり、テスト勉強週間に入ります。学習計画をたて、計画に基づいてしっかりがんばりましょう。



真砂中学校

文化活動発表会

於;アミティ ホール

2. 生活について

学校の規則(きまり)も小学校と違うところがあるので、次の「生徒生活心得」「服装に関する心得」などをよく見て下さい。

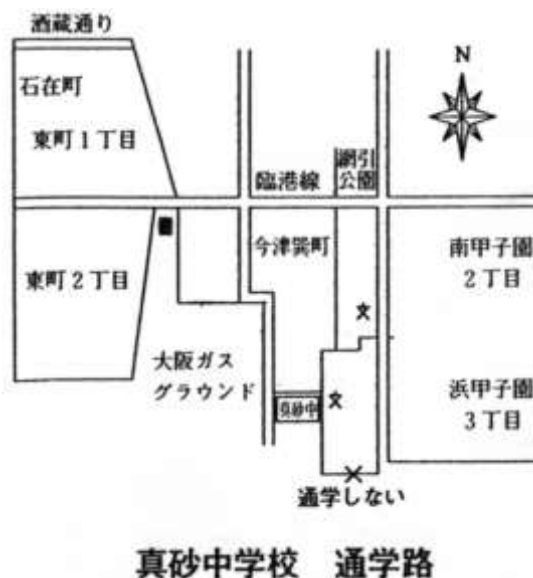
生徒生活心得

私たちは真砂中学生として校訓やきまりをよく理解し、よりよい校風の樹立につとめます。

1. 登下校

- (1) 自転車通学は禁止する。
- (2) きめられた服装で登下校する。
- (3) 他の人や地域の迷惑になるようなことをしない。
- (4) 寄り道や買物、飲食は絶対にしない。
- (5) 始業 5 分前の8時20分には登校する。
8時25分から教室で朝学活が始まる。
※遅刻した時には職員室に寄り、先生に報告してから教室に行く。
- (6) 登下校の際は交通ルールを守る。
- (7) 下校時刻

3月～9月	10月、2月	11月～1月
18:00	17:30	17:00



2. 学習時

- (1) 始業のチャイムの前に教室に入り、静かに着席して学習の準備をする。
- (2) 起立、礼、あいさつをきちんと行う。
- (3) 返事、発表は適切な声で行う。
- (4) 姿勢を正し、授業に集中する。
- (5) 無断で座席をかわらない。
- (6) 教室へ遅れて入った時は、必ず理由を教科担任に届け出る。

3. テスト

- (1) 定期テストの時間割およびテスト範囲は、原則として1週間前に発表される。
- (2) 座席は出席番号順に定められた席につく。
- (3) 机上には筆記用具、消しゴム、定規、その他、教科で指示されたもののみとする。
- (4) 机の中はからにする。
- (5) 問題用紙は伏せたまま配布し、先生の指示に従って開始する。
- (6) テスト中は用具の貸し借りは一切しない。
- (7) 不正行為は厳禁。

4. 休憩時、給食時、放課後

(1) 休憩時

- ① 10 分間の休憩は、次の学習の準備にあてる。
- ② 教室の移動は静かに早く行う。
- ③ 勝手に校外に出てはならない。
- ④ 危険な遊びはしない。



(2) 給食時

- ① 食物アレルギーで代替食を持参している人は、給食準備中に机の上に置く。除去食のある人は給食室に取りに行き除去対応がある食器にはラップをする。
- ② 各自マスクはあいさつの後にはずし、食べ終わったらすみやかにつける。
- ③ 給食時の態度
 - ・給食前には必ず手を洗い、係の合図で全員そろってあいさつをする。
 - ・自分に分配されたものは、できるだけ残さないようにする。
 - ・早く食べ終わった者は、係の合図があるまで席をはなれずに待つ。
 - ・終了後、各自の食器、牛乳パックなどを定められた場所に返却する。

(3) 放課後

- ① 放課後、用事のない者は、すぐに下校する。
- ② 教室を使用する時は、必ず担任の許可を得る。
- ③ 最後に教室を出る者は、机、椅子を整理し、戸締り、消灯する。
- ④ 絶対下校以後は、原則残ってはならない。

5. 給食当番

- (1) 学校のエプロン、三角巾及び各自で用意したマスクをつける。
- (2) 配膳は役割分担をはっきり決め、能率的に運搬・配膳する。
- (3) 給食室前は混雑するので、お互いに譲り合う。
- (4) 廊下、教室に汁をこぼさぬようにする。こぼした場合は必ずふきとっておく。
- (5) 給食室前に配膳見本があるので、その分量を見て能率的に配膳する。
- (6) 後片付けは、パン箱、牛乳箱、食缶など役割分担をして早く返却する。
- (7) エプロン・三角巾・袋は、週終わりの金曜日には持ち帰り、週初めの月曜日に必ず洗濯して持ってくる。
- (8) 配膳台は毎日拭いてきれいにしておく。

6. 放 送

- (1) 放送がはじまったら話をやめ静かに聞く。
- (2) 放送が聞き取りにくかった時は、すぐ連絡しその内容を確認する。

7. 所持品

- (1) 所持品には必ず名前をはっきり記入する。
- (2) 学習に関係のない雑誌等や不要物、時計などの貴重品は持参しない。
金銭は特に必要のない限り、持参しない。必要があつて持参した時は、担任に預ける。
- (3) 紛失、又は拾得した時は先生に届け出る。

8. 礼 儀

- (1) 校内では外来者や先生にきちんとあいさつする。
- (2) 先生、目上の人に接する時は、敬語を使うなど礼儀正しい態度をとる。
- (3) 生徒同士のあいさつもきちんとする。
- (4) 授業の始めと終わりは元気よくあいさつする。
- (5) 職員室や事務室等の出入りは、禁止する。
 - (ア) 入口で学年、組または部活動名、名前を告げ、近くの先生に用件を伝える。
 - (イ) 職員室内にある鍵を必要とするときは、先生の許可を得てから借りる。

9. その他の校内生活

- (1) 上履き、下履きの区別をはっきりする。シューズのかかとはふまない。
- (2) 緊急時以外、非常階段の使用は禁止する。
- (3) 他の教室には出入りしない。
- (4) 学校施設・備品を使用する時は、先生の許可を得て使用する。使用後は直ちに返却する。
- (5) 印刷室は、生徒のみの立ち入りを禁止する。
- (6) 保健室は用件のある生徒のみ利用する。
- (7) 公共物は壊したり、よごしたり、傷つけたりはしない。壊れた時は先生に届け出る。
- (8) 机、椅子等は大切に使用する。

10. 清 掃

- (1) 清掃の大切さをしっかりと理解し、責任をもって校内美化につとめる。
- (2) 用具はていねいにあつかい、もし壊れた時は、すぐに先生に連絡する。
- (3) ゴミの後始末については、燃えるものと燃えないものをはっきり区別して捨てる。



12. 届 出

- (1) 学校を欠席、遅刻、早退などの届出は8時15分までに保護者が電話等で必ず連絡する。
- (2) 住所変更、電話番号等の変更があった時は、学級担任に届け出る。
- (3) 学割証明書の必要が生じた時は、申請用紙に記入し、学割使用日の3日前までに担任に届け出る。

13. 校外生活

- (1) 校外でも服装を正しくし、真砂中学生としてはずかしくない行動をする。
- (2) 映画館、カラオケ店、飲食店、アミューズメント施設などへの出入り、野外活動、釣り等は保護者同伴か、又は責任を持てる人と行く。
- (3) 友人宅で外泊はしない。
- (4) 自転車の2人乗り、無灯火運転、又、単車の運転は絶対にしない。
- (5) 外出は保護者の許可を得て、行先、同伴者、帰宅時間、目的を知らせる。必要以上に遅くならないように帰宅する。
- (6) 許可なしで他校を訪問しない。
- (7) 校内外を問わず友人同士の金銭的な取引や貸借は絶対にしない。
- (8) アルバイトは禁止する。

14. 服装については、次の通り定める。

① 上衣及びズボン、スカート

(ズボンタイプ)

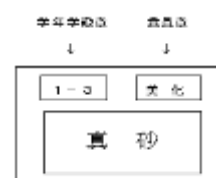
期間	標準服の説明	注意すべきこと
夏期	半袖白ポロシャツ、ズボン	・ズボンのすその形をかえない。
中間期	夏期・冬期の「標準服の説明」を参照 但し、セーター又はカーディガンでの 登校は不可	・ズボンのすその形をかえない。 気候、体調にあわせて、夏期又は冬 期の標準服を着用する。
冬期	ブレザー、ズボン、長袖白ポロシャツ、 セーター又はカーディガン	・ズボンのすその形をかえない。 ・ボタンは学校指定のものをつける。

(スカートタイプ)

夏期	半袖白ポロシャツ、 つりスカート	・スカートの丈は、膝がかくれる程度に する。
中間期	夏期・冬期の「標準服の説明」を参照 但し、セーター又はカーディガンでの 登校は不可	・スカートの丈は、膝がかくれる程度に する。 ・気候、体調にあわせて、夏期又は冬 期の標準服を着用する。
冬期	ブレザー、ジャンパースカート 長袖白ポロシャツ、 セーター又はカーディガン	・スカートの丈は、膝がかくれる程度に する。

- ② ベルトはあまり派手でないものを着用する。(黒、紺、茶の単色)
- ③ 白を基調とした運動靴とする。靴ひもは白色とする。かかとを踏まないように注意する。
- ④ 靴下は白ソックスとする。(ワンポイント可、ライン不可)
- ⑤ かばんは自由とする。
* 学習の用意が入るもの。(リュック、ショルダーバック等)
- ⑥ 名札は左胸のポケットの位置に正しくつける。また学年学級章、委員章
の位置は次の通りとする。名札は学年ごと(青色、緑色、赤色)とする。
- ⑦ 特に寒い時は、セーターまたはカーディガンを着用する。(紺、グレー、黒、白の単色)
- ⑧ マフラー・手袋は必要に応じて使用してもよい。ただし校舎内ではとること。
- ⑨ ストッキングは冬期のみ指定された期間に着用してもよい。
- ⑩ 頭髪は、中学生らしい清潔で活動しやすい髪型にする。

【例】・髪を染めたり脱色したりしない。 ・パーマ、カールは禁止。

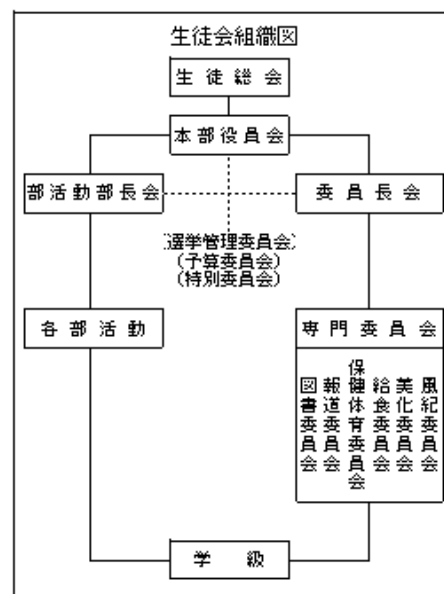


3. 生徒会活動について

生徒会は生徒全員によって構成されている会です。小学校の児童会にあたります。生徒の自主的な活動を通して、学校や学校生活をより良くしていくために活動を行うものです。

真砂中学校でも委員会活動を中心として、生徒会が作られています。進んで委員に立候補し、生徒全員で力を合わせて、すばらしい生徒会を築いていきましょう。

下の表は各委員会の具体的な仕事内容をまとめたものです。P19～の「生徒会々則」「生徒会細則」もあわせてよく見ておきましょう。



○ 各委員会の活動(*月に一度、委員集会が行われます。)

名称	主な内容	具体的な内容
委員長会	あいさつ当番	毎朝交代で8時10分から20分まで校門において、登校して来る生徒や職員などに元気にあいさつする。
	授業態度を見つめ直す～学習評価の記録～	毎時間の学習評価を記録していく。また、自分達の授業態度を見直すために終学活でコメントを言う。記録は週末に職員室前のボックスに提出する。
	授業時の号令	授業の始まりと終わりに大きな声で号令をかける。
	整列および点呼	集会や校外行事などで、学級を移動させ、全員が移動したことを確認する。
	チャイム着席の呼びかけ	授業をスムーズに始めるためにチャイムと同時に呼びかけをする。
風紀委員会	あいさつ当番	毎朝交代で8時10分から20分まで校門で登校して来る生徒や職員に元気にあいさつする。
	風紀点検	毎週月曜日から金曜日の朝学活で、名札忘れを調べ、ファイルに記入し提出する。また、風紀の呼びかけを行う。記録は週末に職員室前のボックスに提出する。
美化委員会	掃除点検	毎日掃除の時間に各クラスの掃除状況を美化掃除点検表に記入する。記録は週末に職員室前のボックスに提出する。
	用具点検	毎学期の最初の委員会時に各クラスの掃除場所の用具をチェックする。用具が壊れた場合は交換する。
給食委員会	給食当番の先導	4校時終了後、廊下に当番を集め、給食室前までつれていく。学年の担当の先生に給食当番がそろったことを報告する。
	残量チェック	残量(何人分残ったか。)をチェックする。記録は週末に職員室前のボックスに提出する。
	給食時の号令	給食の始まりと終わりに号令をかける。

保健体育委員会	保健	ハンカチ・ティッシュ点検	クラスで点検する。記録は週末に職員室前のボックスに提出する。
		液体石けんの補充	液体石けんを生徒会室に取りに行き補充する。
		トイレトイレットペーパーの配布	月・水・金曜日のそうじの時間、生徒会室に担当の人がトイレトイレットペーパーを取りに行く。
	体育	体育の授業	体育の授業の始まりと終わりの挨拶の号令や準備運動の時のかけ声などをする。
		ボール当番	男子は、給食準備中と昼休みに生徒会室でボールを貸し出しする。
		体育大会・球技大会の運営	体育大会・球技大会の計画、運営をおこなう。
報道委員会	放送		週 1 回の放送当番があり自分の決められた曜日に放送室に行き給食中の放送・清掃の放送を流す。
			体育大会や文化活動発表会などでアナウンスを行う。
	掲示		クラスごとで掲示物を作ったり、修理する。 毎月の取組の中でポスターを作成することもある。
図書委員会	カウンター当番		昼休みに、カウンターで本の貸し出し・返却の受け付けをする。
	本の貸し出しと返却		コンピュータを使って手続きを行う。
	本棚の整備、ブックトラック		返却された本を本棚へ返す。 学校図書館に来る人が利用しやすい環境作りをする。
	その他		広報紙の発行、学級で本の紹介などをする。 学校図書館の案内ポスターを作る。

4. 部活動について

部活動はみなさんの学校生活の中で大切な部分をしめています。協力して部活動に取り組むことで、身体を鍛え、心を成長させ、責任・協力・忍耐などの人間性を磨き合う場としてとても有意義な時間となることでしょう。

部活動は「文化部」「運動部」の2つに分かれます。どの部活動も部長・副部長を中心として、主として放課後を中心に活動しています。部活動にはできる限り入部して、教科学習などで得られないもの学んでほしいと思います。

○ 真砂中学校には次の11の部活動があります。

文化部 美術部、吹奏楽部、理科部

運動部 野球部、陸上競技部、バレーボール部、サッカー部、剣道部
ソフトテニス部、バスケットボール部、卓球部



入学後、部活動においてご家庭で負担していただくものの一覧表です。

※ 金額等は今年度を目安に大まかに載せています。(下記の値段はあくまでも目安です)

※ 実際の活動では、下記のもの以外に大会参加費や交通費などにも必要になります。

部 活 動 名	購 入 品
野球部	試合用ユニフォーム一式(17,000 円程度) 練習用ユニフォーム・スパイク・グローブ(30,000 円程度)
陸上競技部	ユニフォーム(6,050 円) 部活動 T シャツ(1,500 円程度) T シャツ、ウインドブレーカー、 シューズ及びスパイクは各自で購入
バレーボール部	ゲーム用パンツ(2,600 円程度) ウインドブレーカー(9,500 円程度) プラクティスシャツ(1,600 円程度×必要枚数)、 シューズ、サポーターは各自で購入
サッカー部	ユニフォーム 2 セット(紫、白)(20,000 円程度) クラブ T シャツ(1,900 円) ウインドブレーカー(12,000 円程度) 練習用ソックス(1,000 円程度)
男子ソフトテニス部	ラケット(6,000 円程度) シューズ(4,000 円程度) ユニフォーム(9,000 円程度)、T シャツ(1,900 円)・・・希望者のみ、ウインドブレーカー(10,000 円程度)・・・希望者のみ、 トレーナー(6,000 円程度)・・・希望者のみ
女子ソフトテニス部	ユニフォーム(9,000 円程度) 部活動 T シャツ(1,500 円程度×必要数) ウインドブレーカー(10,000 円程度) ラケット、シューズ、帽子(各自)
剣道部	剣道着・袴(10,000 円程度) 名札(2,000 円程度) 防具(40,000 円程度) 竹刀・防具袋(6,000 円程度) 竹刀(1,800 円程度)
男子バスケットボール部	プラクティスパンツ 白青(2,500 円×2) T シャツ(2,500 円×必要数) ロングシャツ(3,000 円×必要数) ウォームアップ(12,000 円) シューズ(10,000 円程度) ゲームパンツ(4,000 円程度)
女子バスケットボール部	プラクティスパンツ 白黒(2,400 円×2) シューズ(10,000 円程度) チーム T シャツ 2,100 円、長袖 2,600 円・・・希望者のみ、ウインドブレーカー(11,000 円)・・・希望者のみ 試合用パンツ2色(5,800 円×2)
卓球部	ラケット(5,000 円程度) ラバー(3,000 円×2) シューズ(4,000 円程度) ユニフォーム(8,000 円程度) ラケットケース(3,000 円程度) ウインドブレーカー(10,000 円程度)
美術部	スケッチブック、絵の具等、好きな画材は各自で準備します。コンクール応募用のボードは学校で用意します。また、校外で活動する場合の交通費を負担していただくことがあるかもしれません。
吹奏楽部	手入れ用品(2,000 円～) チューナー付メロノーム(2,500 円～) バンドファイル(1,300 円)
理科部	特にありませんが、発表会など校外で活動する場合、交通費を負担していただくことがあります。

Ⅲ.今後の日程について

入 学 式

1 日 時 : 令和4年(2022年)4月11日(月) 9時25分

(ただし、保護者同伴で午前8時20分までに登校してください。)

- ・登校されたら学級編成掲示で学級と出席番号を確認してください。
- ・名前がのっていない時は申し出てください。

2 場 所 : 西宮市立真砂中学校 (入学式の具体的な場所は、小学校6年生担当の先生に小学校卒業式前に連絡します)

3 服 装 : 西宮市立真砂中学校標準服 (ブレザー)

4 持参する物 (①～⑥まで全て必要です)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 就学通知書② 筆記用具③ カバン(15冊程度の教科書を入れます。)④ 入学案内の冊子(入学説明会で配布したこの冊子)⑤ 上履き(体育館シューズ)⑥ 体温チェック用紙(小学校6年生担当の先生に小学校卒業式前に渡します) |
|---|

*保護者の方は、入学式場が体育館の場合、9時から9時10分の間に体育館に入場ください。
(その際、保護者の方は上履きと靴袋を持参ください。)

入学までの日程

◎入学説明会:令和4年1月19日(水) 13時35分より (体育館)

◎物品予約日:令和4年1月29日(土) 9時～11時30分(格技室)

・採寸のためお子さまを同伴ください。(代金は不要です。)

◎物品販売日:令和4年2月26日(土) 9時～11時30分(格技室)

・当日はつり銭のいらないように、代金を用意ください。

*車、バイク及び自転車での来校はご遠慮ください。

IV. 諸費（給食費・学校徴収金）の納入について

1. 納入方法

諸費の納入につきましては、西宮市教育委員会が実施する「西宮市学校給食費等口座振替」により、市内統一の方法で徴収しています。

（１）小学校で口座登録をすでに行っている方

- ⇒ 小学校で使用していた引落口座を、引き続き使用します。
(改めての登録は必要ありません)

（２）口座登録を行っていない方・登録口座変更を希望する方

- ⇒ 『口座振替申込書』をお渡ししますので、ご記入いただき
各金融機関にご持参のうえ、ご登録ください。

2. 諸費の内訳について

- （１）給食費・・・実際の食数分を、6, 7, 10, 12, 2, 4月に引き落とします
※給食費は1食あたり297円です
- （２）学校徴収金・・・5, 7, 9, 11, 1月に引き落とします

諸費の種類	詳細	2021年度1年生 徴収額(年額)
学 材 費	全学年で共通に必要な物品の費用	780 円
視 聴 覚 費	文化活動発表会に係る費用	1,000 円
生 徒 会 費	生徒会活動・部活動に係る費用	2,000 円
P T A 会 費	PTA 活動に必要な費用	1,600 円
副 教 材 費	授業に必要なワーク・ドリル・教材を購入する費用	23,500 円
行 事 費	校外学習等に必要な費用 ※修学旅行積立金は全額旅行会社を通じての積立となります。	700 円
卒 業 諸 費	卒業アルバム・文集等の費用（徴収は3年生のみ）	—

※新年度になりましてから、令和4年度の諸費内訳・金額等の詳細をお知らせします。

また、年度の終わりには会計報告を配布し、残金があれば登録口座へ返金いたします。

3. 学校諸費の納入に関する留意点

- ・振替日の前日までに、所定の口座へ入金をお願いします。
- ・引落ができず未納になった場合は、「未納のお知らせ」を配布いたしますので、速やかに口座への入金をお願いします。
- ・未納の状態が続いた場合には、児童手当や就学奨励金からの振替をさせていただきます。

＊ 制定品一覧表 (2022年度)

販売価格(消費税込)

	品 名	購入日	摘 要	販売価格		指 定 業 者
ズボンタイプ	冬制服 左上ジャケット ★	☆	・ジャケット ウール30% ポリエステル70% 校章・ボタン付き (丸洗可能品)	～SS S・M L・LL O・OO B体・別寸	¥16,400 ¥17,000 ¥17,700 ¥18,200 ¥18,600	ハタ西宮店 (西宮市 馬場町6-25) TEL 22-2604
	・ズボン ★ (千鳥格子)	☆	・ズボン ウール35% ポリエステル65% (丸洗可能品)	W62～64 W66～70 W72～76 W78～80 W82～	¥ 8,050 ¥ 8,300 ¥ 8,700 ¥ 9,100 ¥ 9,850	
スカートタイプ	冬制服 右上ジャケット ★	☆	・ジャケット ウール30% ポリエステル70% 校章・ボタン付き	ジャケット	¥13,700	
	・スカート ★ (千鳥格子)	☆	・スカート ウール35% ポリエステル65%	スカート	¥11,900	
	長袖 ポロシャツ	☆	・ホワイト 綿62% ポリエステル38% ・ホワイト 綿100%	全寸法	¥ 2,300 ¥ 2,400	
ズボンタイプ	夏ズボン★ (千鳥格子)	5月中旬 受取	ウール30%、 ポリエステル70%	W62～70 W72～76 W78～80 W82～	¥ 7,200 ¥ 7,500 ¥ 7,700 ¥ 8,100	
スカタイ トプ	夏スカート ★		ウール30% ポリエステル70%	全寸法	¥ 9,500	
	半袖ポロシャツ		・ホワイト 綿62% ポリエステル38% ・ホワイト 綿100%	全寸法	¥ 2,200 ¥ 2,300	
	セーター 紺、グレー、黒	☆	アクリル70% ウール30% サイズ S 140～145 M 145～155 L 155～165 LL 165～175 3L 175～	全寸法	¥ 3,400	
	カーディガン 紺、グレー、黒	☆			¥ 3,650	
	長袖体操服 ★	☆	・白 綿30% ポリエステル70%	SS～L LL～	¥ 2,010 ¥ 2,290	西日本ユニ 株式会社 (神戸市中央区 浜辺通2丁目 -1-30) TEL (078) 414-8201 Fax (078) 414-8033
	半袖体操服 ★	☆	・白 30% ポリエステル70%	SS～L LL～	¥ 1,670 ¥ 1,910	

	ジャージ ・上 ★ ・下 ★	☆ ☆	表 ポリエステル 100% 裏 綿 50% ネーム入り	上 (SS～3L)	¥ 3,160	大塚ユニホーム (神戸市須磨区 弥栄台3-3-6) TEL (078) 794-2147
	クォーターパンツ ★	☆		下 (SS～3L)	¥ 3,050	
				クォーターパンツ (SS～3L)	¥ 1,990	
	水泳着ワンピース★ 水泳帽 ★ サポーター	6月販売	・紺 ・白 ・ベージュ	SS～3L フリー F・LL・3L	¥ 2,440 ¥ 510 ¥ 490	
	トランクス型水着 ★ (サポーター付)	6月販売	・紺 ・白	SS～LL 3L フリー	¥ 1,680 ¥ 1,810 ¥ 520	日本ユニホーム (宝塚市伊子志 3-14-29) TEL (0797) 73-2100
	上履 ★ (体育館シューズ)	☆	・ムーンスター 1年(赤) ……2022年度、 2年(青) 1年生の学年 3年(緑) 色は赤色です	¥ 2,850 (27.5cm～大寸は 150円高)		富士屋靴店 (西宮市二見町 4-20) TEL67-5533
	ゼッケン ★			¥100		甲子園ユニホーム (西宮市甲子園町 30-13) TEL40-1000

《注》

- (1) ★の印の物品は全員購入する必要があります。
- (2) 長袖・半袖ポロシャツは、色・形が制定品と同様で下記の条件を満たすものであれば、すでにお手持ちのものでも結構です。ただし、華美にならないようにご協力下さい。
 - I. 長袖・半袖ポロシャツ II. 白色であること III. 鹿の子地であること
 - IV. 衿付きで前ボタンは2個か3個(ボタンも白) V. 左胸ポケット付きであること
- (3) セーター・カーディガンも、色・形が制定品と同様であれば、すでにお手持ちのものでも結構です。ただし、「真砂の標準服」であるということをお考えの上、ご協力下さい。なお、ベストは不可とします。
- (4) ☆＝物品販売日に購入することができます。物品販売日は毎月発行の真砂中学校通信でお知らせします
- (5) 夏期標準服は4月中旬に採寸・予約、5月中旬購入、水泳着は6月購入となります。
(ただし新1年生の夏服は、2月の物品予約の時に採寸をして予約をします。)
- (6) 名札、名札台紙、学年学級章については4月に学級で配付し、諸費の口座より一括引き落としとなります。
- (7) 毎月の定期販売日に販売しない下記の物品は、下記のお店で購入できます。
 - ・名札、名札台紙・学年学級章 ……＜植田文具店 0798-41-4439＞
 - ・ゼッケン ……………＜甲子園ユニホーム 0798-40-1000＞

V. 生徒会々則、生徒会本部役員選挙規定、生徒会細則

生徒会々則

私たちは校訓に基づき、私たち自身の進歩と向上をはかるために、私たちみんなの意志により生徒会を組織し、ここに会則を定める。そして、いつもこの会則を守り、学校生活を充実させ、向上させながらよい校風をつくりあげ、私たちの理想にむかって進むよう努める。

第1章 総 則

第1条 この会は西宮市立真砂中学校生徒会という。

第2条 この会は本校生徒を会員とし、教職員を顧問とする。

第3条 この会は1人1人の生徒が、お互いの友情と協調を通じてよりよい学校生活をつくりあげていくことを目的とする。

第4条 この会は教職員の適切な指導や助言をうけて自治的に運営する。ただし、対外的なことや経費をともなうことは、顧問を通じて学校長の許可を得なければならない。

第2章 役員及び任期

第5条

1 この会には次の本部役員をおく。

会長、副会長、風紀委員長、美化委員長、給食委員長、保健体育委員長、保健体育副委員長、報道委員長、図書委員長、部活動総務部長、各1名

2 本部役員は次の事柄を行う。

① 会長は生徒会を代表し、生徒会活動全般についてまとめる。

② 副会長は会長を助け、会長に支障のある時はその任務を行う。

③ 各委員長は各専門委員会を代表し、委員会活動の中心となるとともに、会長・副会長を助け、生徒会の運営をはかる。

④ 部活動総務部長は部活動を代表し、活動の中心となる。

⑤ 会長は必要ある時、生徒総会、本部役員会、及び委員長会を招集することができる。

⑥ 本部役員の任期は1ヶ年とする。

第6条

1 各学級には次の役員をおく。

委員長、風紀委員、美化委員、給食委員、保健体育委員、図書委員、男女各1名
報道委員は男女いずれか1名

2 学級委員の任務については細則に定める。

3 学級委員の任期は1学期間とする。但し報道委員のみ1年間とする。

第7条

1 各部活動には次の役員をおく。

部長、副部長、各1名

2 部長、副部長の任期は1ヶ年とする。

第8条 本部役員の選出については、生徒会本部役員選挙規定に定める。

第3章 組織及び運営

第9条 この会には会の目的を果たすため、次のような委員会をおく。

生徒総会、本部役員会、委員長会、専門委員会、部長会、選挙管理委員会、予算委員会、特別委員会

第1節 生徒総会

第10条 生徒総会はこの会の最高議決機関である。

第11条 生徒総会は会長が召集し、年1回以上開くことを原則とする。

第12条 生徒会長は次の場合、臨時に生徒総会を開かねばならない。

① 全会員の4分の1以上の要求があった時

② 委員長会が必要と認めた時

③ 職員会の要求があった時

第2節 本部役員会

第13条 本部役員会は生徒会活動全般について企画運営の中心となる。

第14条 本部役員会は生徒会長が招集し委員集会の前後に開くことを原則とする。

第3節 委員長会

第15条 委員長会は各学級で選出された委員長で構成し、生徒総会を代行する審議機関であり、原則として月1回開く。

第16条 委員長会の召集は会長が行い、必要に応じて本部役員が出席できる。

第17条 委員長会は次の事柄を行う。

- ① 生徒総会にかわって生徒会活動の企画運営について議案を審議する。
- ② 生徒会細則についての審議決定を行う。
- ③ 専門委員会の活動が円滑に行われるようまとめる。
- ④ 生徒総会に提案する議案をまとめる。

第4節 専門委員会

第18条 専門委員会は、本部役員会のもとにあつて、専門的な活動を行う。

第19条 専門委員会は各学級より選ばれた男女各1名ずつにより構成される。但し、報道委員会は各学級から選ばれた男女どちらか1名により構成される。

第20条 専門委員会の召集は、本部役員の各委員長が召集し、月1回開くことを原則とする。

第5節 部長会

第21条 部長会は本部役員会のもとにあつて、部活動運営について専門的な活動を行う。

第22条 部長会は各部より選出された部長により構成する。

第6節 予算委員会

第23条 予算委員会は本部役員会をもってこれにあたる。但し、部活動予算の配分については、部長会に委託することもある。

第24条 予算委員会は予算案を作成し、委員長会に提案する。

第7節 選挙管理委員会

第25条 選挙管理委員会については、生徒会本部役員選挙規定に定める。

第8節 特別委員会

第26条 文化活動発表会などについて特別委員会の設置をすることがある。

第4章 学 級

第27条 学級はこの会の目的を達成するための母体であり、学級の意志をこの会の企画運営に反映させなければならない。

第28条 学級の運営は各学級の特性を生かして自主的に行う。

第5章 部活動

第29条 部活動に関する規定は、細則に定める。

第6章 決 議

第30条 生徒総会及び全ての委員会は、構成する3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

第31条 生徒総会及び全ての委員会の決議は出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第7章 会 計

第32条 会員は毎月一定の生徒会費を納めなければならない。但し、事情によっては免除することができる。

第33条 会計は毎月4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第34条 この会の予算及び決算は委員長会を経て生徒総会で承認するものとする。

第8章 補 則

第35条 この会の会則は昭和58年12月1日から実施する。 一部改訂 平成14年4月1日

第36条 この会則の改廃は委員長会の議決を得て生徒総会の承認を得るとともに職員会の承認がなければならない。

第37条 細則の改廃は委員長会で決定する。

生徒会本部役員選挙規定

第1章 総 則

第1条 生徒会会則第2章第8条、第25条より定める。この規定は生徒会本部役員の選挙が公明、適切に行われ、民主的な生徒会活動が行われることを目的とする。

第2条 この選挙は原則として毎年2学期に実施し、立候補制により行うことを原則とする。ただし補欠選挙を臨時に行うことがある。

第2章 選挙及び被選挙権

第3条 会員は全員選挙権を持っている。会長、風紀委員長、美化委員長、給食委員長、保健体育委員長、報道委員長、図書委員長、部活動総務部長は2年生に被選挙権がある。副会長、保健体育副委員長は1年生に被選挙権がある。ただし、補欠選挙が次年度に実施された場合は、被選挙権の学年は各々繰り上がり、3年生、2年生とする。また、選挙管理委員は被選挙権がない。

第3章 選挙管理委員会

第4条 選挙管理委員会(以下この会と呼ぶ)は選挙に関する全ての事務を行う。

第5条 各学級より選出された選挙管理委員(男女1名ずつ)の中から互選により選挙管理委員長を選出する。選挙管理委員長は委員会を代表し、この会を運営する。

第6条 選挙管理委員の任期は本部役員改選の1ヶ月前より選挙事務完了までとする。

第7条 この会は次のことを行う。

1. 選挙に関する必要な事項を定め、正しい選挙についての広報活動
2. 選挙の告示
3. 立候補届出用紙を作成
4. 立候補届出の受付
5. 立候補者一覧表をつくり、学級に配布
6. 立候補者ポスターの掲示管理
7. 選挙人名簿を作成
8. 立会演説会の企画、運営
9. 投票所および開票所の設置
10. 投票および開票に関する仕事
11. 選挙結果の公表
12. 選挙に関する会計の仕事
13. その他委員会が必要と認めたことをする

第8条 この会は選挙違反した者の選挙権および被選挙権を停止したり、立候補者の当選を取り消したりすることができる。

第4章 選挙方法

第1節 候補者

第9条 立候補者は期日内に所定の事項を記入して、立候補届出を選挙管理委員会に提出しなければならない。

第10条 推せん母体は学級とし、過半数の同意を必要とする。

第11条 各立候補者は推薦者(応援演説者)1名を必要とする。

第2節 選挙活動

第12条 会員は自分の推薦する立候補者の選挙活動をすることができる。

第13条 選挙活動については次のとおり定める。

1. 選挙活動は立候補届け出より、選挙当日の朝(登校時)まで行うことができる。
2. 選挙ポスターは選挙管理委員会の認印のあるもののみを用いる。責任者名を明記しなくてはならない。
3. 選挙ポスターは指定された場所に掲示する。
4. 掲示したポスターは選挙当日に取り去る。
5. 立候補者はタスキをかけて選挙活動をしなければならない。
6. 全ての選挙活動は他の候補者の名誉を傷つけたり、選挙活動の妨害をしてはならない。
7. その他、必要と委員会が認めた場合は協議する。

第3節 投票及び開票

第14条 選挙は投票で行う。

第15条 1人1票とする。

第16条 役員ごとに1名ずつ定められた記入方法で記入する。記入方法は選挙管理委員会が決定する。

第17条 投票は無記名で行い、場合により信任投票で決定することがある。

第18条 投票用紙は選挙管理委員会の認印のある規定の用紙に限る。投票用紙は当日選挙管理委員が配布する。

第19条 開票結果はすみやかに掲示、放送等を通じて公表する。

第20条 次の投票は無効とする。

1. 所定の用紙を用いないもの
2. 選挙管理委員会が定めた記入方法と異なるもの

第4節 当選人

第21条

1. 役員ごとに、得票数の最も多い者を当選とする。
2. 信任の場合は過半数を得た者を当選とする。

第5章 補則

第22条 選挙に必要な費用は、生徒会費でこれにあてる。

第23条 規定改正は生徒会会則第8章補則第36条に定める。

第24条 この規定は昭和58年12月1日より実施する。 一部改訂 平成14年4月1日

生徒会細則

学級委員に関する細則

1. 生徒会会則第 6 条及び第 19 条に基づき、生徒会活動が円滑に行われるように、各委員の目的およびつとめに関して、つぎのように細則を定める。
2. 各委員会は互選により、議長及び書記を選出する。議長及び書記の任務は、次の通りとする。
 - (1) 議長は各委員会の司会をする。
 - (2) 書記は各委員会の記録及び書類を保管する。
3. 各専門委員(学級委員)の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 学級委員長
 - ① 学級をよりよくするための活動の中心となり学級内を全般的に掌握する。
 - ② 学級委員長会に出席し、学級の代表として協議する。また、各学級間の連絡をとり、互いに協力する。
 - (2) 風紀委員

生徒心得やその他の諸規定、諸注意事項がよく守られるように気をつけ、よい校風をつくりあげることにつとめる。そのために、次のような活動を行う。

 - ① 生徒心得やその他のきまりを徹底させるために服装点検、そのほか必要な点検を行う。
 - ② 当番活動にあたり、登下校の遅刻がないよう呼びかける。
 - (3) 美化委員
 - ① 校舎の内外をいつも美しくすることに気をつけ、気持ちのよい環境で学習ができるようにつとめる。
 - ② 学級の清掃作業の計画や作業をするときの指示をする。
 - ③ 清掃用具の保管および修理をする。
 - (4) 給食委員
 - ① 給食当番の指導をする。(服装の徹底、能率的・衛生的な配膳、および後片付けなど)
 - ② 給食に関する用具(配膳台、エプロン、三角巾など)の保管。
 - ③ 給食に関する広報活動(残量調査、献立アンケートなど)を実施する。
 - (5) 保健体育委員
 - ① 校内の保健衛生活動(傷病者の世話と連絡、教室の通風換気など)を行う。
 - ② 校内大会及びレクリエーション活動などの計画と運営にあたる。
 - ③ 学級レクリエーションの計画と運営にあたる。
 - (6) 報道委員
 - ① 報道委員の任期は通年とする。
 - ② 報道委員は掲示活動と放送活動の 2 つの活動を担当する。

③ 掲示活動

- (イ) 校内にある掲示板の活用に努める。
- (ロ) いろいろな記事やポスター、図表を整え、必要な時、掲示する。
- (ハ) 学校内の諸活動及び大切な連絡や注意事項を掲示する。

④ 放送活動

- (イ) 定時連絡、行事の放送、音楽の放送などの企画、運営をする。
- (ロ) 集会などの放送機器の準備を行う。

(7) 図書委員

- ① 図書当番をし、図書室の管理運営に協力する。
- ② 読書の啓発につとめる。

4. その他委員会の活動内容については、専門委員会で協議、指示する。

学級日直に関する細則

- 1. 生徒会会則第 28 条に基づき、学級活動が円滑に行われるようこの細則を定める。
- 2. 日直は始業 15 分前より終学活終了時までとする。
- 3. 日直は学級の運営に協力して、次のことがら等を行う。

(1) 始業前

- ① 教室の換気
- ② 教室の整理(黒板のよごれ、机、椅子、教卓、掲示物など、室内のよごれ)
- ③ 学級日誌、出席簿など学級の活動に必要なものの準備

(2) 始業時より終学活時まで

- ① 朝学活の司会をする(1 日の計画、時間割や行事の伝達、各委員からの報告・伝達、目標決定)
- ② 学級不在時の戸締り
- ③ 教室移動の時は施錠し鍵をもっていく
- ④ 窓の開閉
- ⑤ 机・椅子などの整頓
- ⑥ 黒板のよごれの除去

(3) 終学活時

- ① 終学活時の司会(1 日の反省、目標の反省、翌日の予定、各委員からの報告など)
- ② 翌日の日直の確認

(4) 終学活後

- ① 教室の整頓
- ② 教室の戸締り
- ③ 学級日誌、出席簿などを所定の位置に返却

4. その他、随時学級のために活動する。

部活動に関する細則

1. 生徒会会則第 29 条により、部活動が円滑に行われるようこの細則を定める。
2. 部活動は、部員の自主的精神に基づき、心身を鍛え、協力一致の態度を養いながら、各自の個性の伸長をはかることを目的とする。
3. 部活動には、次の部をおくものとする。
文化部:美術、吹奏楽、理科
運動部:野球、陸上競技、バレーボール、ソフトテニス、剣道、バスケットボール、卓球、サッカー
4. 新しい部の設置については、職員会を経て、部長会・部活動顧問会で協議する。既存部活動の休廃部については、本部役員会を経て部長会・部活動顧問会で協議する。但し、決定については学校の承認を得なくてはならない。部活動には、最低 1 名の本校教師を顧問としなければならない。
5. 各部は顧問の指導のもとに、活動の目的達成のために、部則を定めることができる。
6. 各部には部長、副部長をおくものとする。
7. 部活動が学校の規律を乱すような場合は、その部の活動を停止させることができる。
8. 部活動は自主的に規律正しく行われなければならない。そのために、次のことがらを守らなければならない。
 - (1)活動中に事故が発生した場合には速やかに部顧問に連絡し、応急処置を受ける。
 - (2)活動中に学校備品、施設、用具等を破損した場合は、すぐに部顧問に報告し、処置する。
 - (3)活動後は清掃し、整理、整頓する。
 - (4)絶対下校時刻を厳守する。
 - (5)土曜、日曜、その他休日の活動は、部顧問の直接の指導を必要とする。
 - (6)定期テスト 1 週間前、及びテスト中、その他特に指示のあった場合は練習を中止する。
9. 入退部する場合は、次のように行うものとする。
 - (1)1 年生の部の入部については、仮入部期間を経て、本入部を行うものとする。本入部の時期については、別途指示する。
 - (2)入退部は、学級担任及び顧問の許可を得なければならない。また、そのとき、入退部届を担任を経て、顧問に提出しなければならない。
 - (3)部員が規律や校風を乱す場合は、その活動を停止させたり、退部を命ずることができる。
10. 絶対下校遅刻者、登下校の際に買い食いする者などがでた部については、部長会、及び部活動顧問会で審議し、罰則を与える。

VI. 真砂宣言「物と人の心の結びつき」

みなさんは、水や物のありがたさについて考えたことがありますか。水といえば、学校にあるウォータークーラーを思い浮かべる人もいるでしょう。真砂中学校のウォータークーラーは阪神・淡路大震災の後、地域の方々の努力や全国各地からの温かい援助、そして、真砂中学校で講演して下さった草野仁さんの厚意、さらに当時の先輩方の熱意があってはじめて設置されたものです。

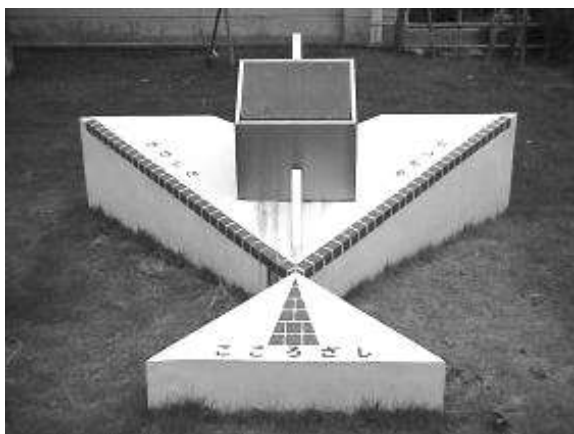
震災の時には多くのものが失われ、水も出なくなり、私達は長い間、苦しく不自由な生活を強いられました。あの時、私達は水のありがたさや物の大切さを実感しました。

私達はウォータークーラーだけでなく、すべての物に人の心がこめられていると考えます。

「物を大切にする」「水を大切にする」そして「物や水にこめられた人の心を大切にする」そんな生き方を真砂中学校の伝統のひとつとして、真砂中学校生徒は代々これを後輩に伝えていきます。

1998 年 12 月 19 日

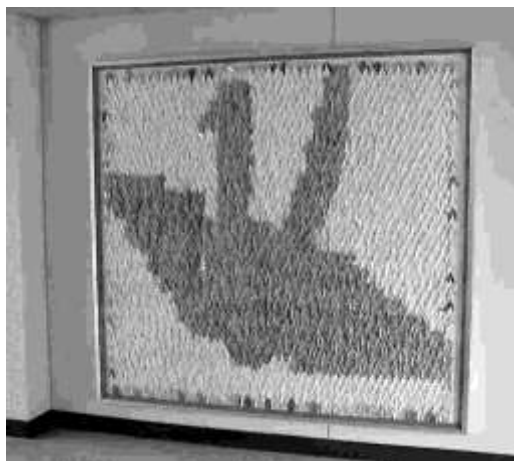
西宮市立真砂中学校生徒会一同



←阪神・淡路大震災で寄せられた義援金で建てられた

かもめのモニュメント

震災を振り返る会で製作した折鶴の壁画→



VII. 学校図書館利用心得

1. 真砂中学校図書館の目的

生徒のあらゆる学習活動の中に生きる学校図書館づくりを目ざしてさまざまな活動を行う。

1. 豊かな感性を培う。(読書を通して)
2. 自ら学ぶ力を養う。(調べ学習等、授業での利用)

2. 本の貸し出しの手続き

- (1) 選んだ本をカウンターに持っていき、図書委員に手続き(パソコン入力)してもらおう。
- (2) 返却時、カウンターに出すかボックスに入れる。手続きを終えた本はブックトラックに返す。
- (3) 貸し出し期限は借りた日から2週間とする。期限を守ること。

3. 図書館利用上の注意

- (1) 館内では静かにする。
- (2) 書架から出した本は、ブックトラックに入れること。また、本は大切にとりあつかい、ページを切りとったり線を引いたり等は絶対にしないこと。
- (3) 平常開館中においては、他の人の迷惑となるので班、学級、部活動の会合及び共同作業等のための使用はさけること。
- (4) 本を破損、紛失した場合は、係の先生に申し出て指示を受けること。
- (5) その他、学校図書館利用については、図書委員に協力し、その指示に従うこと。

図書ボランティアの方



環境ボランティアの方とともに

